

(3) 小規模多機能型居宅介護の適正な普及について

平成18年に創設された小規模多機能型居宅介護については、これまでも制度の周知及びその普及定着に取り組んでいただいた結果として、着実に事業所数は増加しているところである。

小規模多機能型居宅介護は、高齢者や家族のその日その時の態様の変化に即時に対応することができ、顔なじみのスタッフにより、必要なサービス（食事や入浴だけの通いや早朝から夜間までの通い、訪問による家族支援や夜間の要請による訪問、緊急対応の宿泊など）を柔軟に組み合わせて提供することで、要介護状態となっても、これまでの地域生活において築いてきたものを断ち切ることなく、在宅生活の継続を支援するものであるが、こうした制度の趣旨が、いまだ十分理解されてない状況が見受けられる。

このため、平成20年度老人保健健康増進等事業において、今般、別添のパンフレット（「小規模多機能型居宅介護のご案内」）を作成したところである。

パンフレットには、小規模多機能型居宅介護が適正に理解されるための特長的視点が多く取り入れられているので、管内市区町村及び事業所等関係機関に対して周知願うとともに、今後のPR等に積極的に活用願いたい。

(4) 市町村独自の高い報酬の設定について

小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護については、市町村が独自に設定した基準について、厚生労働大臣が個別に認定した際には、当該市町村において通常よりも高い報酬を設定することができるかとされている。

これまで実施してきた市町村独自の高い報酬の設定については、平成21年度介護報酬の改定による新たな加算制度の創設に伴って、重複する算定要件を整理するなど別紙告示(案)及び通知(案)のとおり見直すこととしている。

また、平成21年4月から実施する市町村の独自報酬基準の認定申請は、3月16日(月)を予定しているところであるので、管内市町村及び事業所等関係機関に対して周知願うとともに、独自報酬基準の設定を予定している市町村においては、別紙通知(案)に沿って認定申請できるよう申請手続の準備方について遺漏のないよう願いたい。

○厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額（案）

（平成十九年六月十一日）
（厚生労働省告示第二百十二号）

改 正 案	現 行 告 示
<p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)第四号の規定に基づき、厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額を次のように定め、平成〇〇年〇月〇日から適用する。</p> <p>厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額</p> <p>厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数を、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に加算して得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとする。</p> <p>別表</p> <p>1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)</p> <p><u>基本夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)市町村独自加算(1月につき)</u> <u>150単位、100単位又は50単位のうち市町村が定める単位数</u></p> <p>注1 上記については、次に掲げる要件を満たすものについて、市町村が定める要件に該当すると認められるものとして、市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)において、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成18年厚生労働省告示第263号)別表(以下「夜間対応型訪問介護費単位数別表」という。)の基本夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、<u>当該要件について市町村が定める所定単位数</u>を算定する。</p> <p>(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。 (二) 地域における支援体制が確保されていること。</p>	<p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)第四号の規定に基づき、厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額を次のように定め、平成十九年十月一日から適用する。</p> <p>厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額</p> <p>厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数を、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に加算して得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとする。</p> <p>別表</p> <p>1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)</p> <p><u>Ⅰ 基本夜間対応型訪問介護費</u></p> <p>(1) <u>基本夜間対応型訪問介護費市町村独自加算(Ⅰ)(1月につき) 15単位</u> (2) <u>基本夜間対応型訪問介護費市町村独自加算(Ⅱ)(1月につき) 30単位</u></p> <p>注1 (1)については、次に掲げる市町村が定める要件のうちいずれか一の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)において、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成18年厚生労働省告示第263号)別表(以下「夜間対応型訪問介護費単位数別表」という。)の基本夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、<u>所定単位数</u>を算定する。</p> <p>(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。 (二) 地域における支援体制が確保されていること。 (三) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること。</p>

(三) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること。

2 各要件については、複数の異なる要件を定めることができることとする。

3 市町村が各要件について定める単位数の和は300単位を超えないようにすること。

2 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)

夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(1月につき)

150単位、100単位又は50単位のうち市町村が定めた単位数

注1 上記については、次に掲げる要件を満たすものについて、市町村が定める要件に該当すると認められるものとして、市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。

(二) 地域における支援体制が確保されていること。

(三) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること。

2 各要件については、複数の異なる要件を定めることができることとする。

3 市町村が各要件について定める単位数の和は300単位を超えないようにすること。

2 (2)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち二以上の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の基本夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。

ロ 定期巡回サービス費市町村独自加算(1回につき) 50単位

注 専門性の高い人材が確保されていると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の定期巡回サービス費を算定する場合に、所定単位数を算定する。

ハ 随時訪問サービス費(Ⅰ)市町村独自加算(1回につき) 50単位

注 専門性の高い人材が確保されていると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の随時訪問サービス費(Ⅰ)を算定する場合に、所定単位数を算定する。

ニ 随時訪問サービス費(Ⅱ)市町村独自加算(1回につき) 50単位

注 専門性の高い人材が確保されていると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の随時訪問サービス費(Ⅱ)を算定する場合に、所定単位数を算定する。

2 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)

(1) 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(Ⅰ)(1月につき) 100単位

(2) 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(Ⅱ)(1月につき) 200単位

(3) 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(Ⅲ)(1月につき) 300単位

注1 (1)については、次に掲げる市町村が定める要件のうちいずれか一の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合に、所定単位数を算定する。

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。

(二) 地域における支援体制が確保されていること。

(三) 専門性の高い人材が確保されていること。

(四) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること。

2 (2)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうちいずれか二の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合に、所定単位数を算定する。

3 (3)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち三以上の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合に、所定単位数を算定する。

3 小規模多機能型居宅介護費

小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(1月につき)

300単位、200単位又は100単位のうち市町村が定める単位数

注1 上記については、次に掲げる要件を満たすものについて、市町村が定める要件に該当すると認められるものとして、市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

(一) 市町村が地域の実情等を勘案し設定した算定要件

2 (一)の要件については、複数の異なる要件を定めることができることとする。

3 市町村が要件について定める単位数の和は1000単位を超えないようにすること。

3 小規模多機能型居宅介護費

(1) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(I)(1月につき) 500単位

(2) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(II)(1月につき) 750単位

(3) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(III)(1月につき) 1,000単位

注1 (1)については、次に掲げる市町村が定める要件のうち(一)の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。

(一) 認知症高齢者を積極的に受け入れていること。

(二) 専門性の高い人材が確保されていること。

(三) 他の事業者や地域との連携の強化がされていること。

(四) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること。

2 (2)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち(一)の要件及び(二)から(四)までの要件のうちいずれか一の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。

3 (3)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち(一)の要件及び(二)から(四)までの要件のうち二以上の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。

○指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について（案）

（平成19年6月28日）

（老介発第0628001号・老計発第0628001号・老老発第0628001号）

改 正 案	現 行 通 知
<p>今般、「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額」（平成19年厚生労働省告示第212号。以下「独自報酬告示」という。）が公布され、平成19年10月1日から適用されることとなったが、その算定に当たっての手續等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p>今般、「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額」（平成19年厚生労働省告示第212号。以下「独自報酬告示」という。）が公布され、平成19年10月1日から適用されることとなったが、その算定に当たっての手續等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 独自報酬告示の趣旨について 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号。以下「報酬告示」という。）第4号の規定に基づき、通常より高い報酬の算定基準（以下「独自報酬基準」という。）を設定しようとする市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、あらかじめ厚生労働大臣の認定を受けることが必要であり、独自報酬告示の別表（以下単に「別表」という。）は、厚生労働大臣が独自報酬基準を認定するための要件及び独自報酬基準の単位数について定めたものである。</p> <p>別表の位置付けは、以下のとおりである。</p> <p>（1）別表は、複数の地域密着型サービス及びそれぞれのサービスに関する複数の算定要件及び単位数について規定しているが、どの地域密着型サービスについてどのような算定要件、単位数を市町村の独自報酬基準とするかは、市町村の定めるところによる。</p> <p>（2）独自報酬基準の算定要件と単位数の組合せは、市町村が地域の実情等を勘案し独自に定めるものとする。例えば、小規模多機能型居宅介護費について5つの要件を設定し、1000単位を上限にそれぞれ100単位、100単位、200単位、300単位、300単位とすることも可能である。</p> <p>（3）独自報酬基準の算定要件については、市町村が地域の実情等を勘案して定めるものとするが、同一趣旨の算定要件を複数設定しようとしている場合は、市町村独自報酬検討会議において趣旨の整合性を判断する。</p>	<p>1 独自報酬告示の趣旨について 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）第4号の規定に基づき、通常より高い報酬の算定基準（以下「独自報酬基準」という。）を設定しようとする市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、あらかじめ厚生労働大臣の認定を受けることが必要であり、独自報酬告示の別表（以下単に「別表」という。）は、厚生労働大臣が独自報酬基準を認定するための要件及び独自報酬基準の単位数について定めたものである。</p> <p>別表の位置付けは、以下のとおりである。</p> <p>（1）別表は、複数の地域密着型サービス及びそれぞれのサービスに関する複数の加算項目について規定しているが、どの地域密着型サービス及びどの加算項目を市町村の独自報酬基準とするかは、市町村の選択による。例えば、小規模多機能型居宅介護費について、小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（Ⅰ）に係るものだけを市町村の独自報酬基準として位置付けることは可能である。</p> <p>（2）独自報酬基準の単位数については、別表によるものとする。すなわち、小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（Ⅰ）の単位数として、別表とは異なる単位数（例えば600単位）を設定することはできない。</p> <p>（3）独自報酬基準に係る算定要件と単位数の組合せは、別表によるものとする。例えば、小規模多機能型居宅介護費について750単位の独自加算を設定する場合、その算定要件は、別表の小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（Ⅱ）の算定要件に適合するものでなければならない。</p>

(4) 報酬告示に規定する加算（小規模多機能型居宅介護におけるサービス提供体制強化加算等）の要件を上回る要件又は下回る要件（下回る要件を算定する場合は、報酬告示に規定する加算と同時に算定することはできないものとする。）を独自報酬基準の算定要件の一つとして定めることは可能であるが、その場合は、市町村独自報酬検討会議において報酬告示に規定する加算との整合性を判断するものとする。

2 独自報酬基準の設定に係る手続について

独自報酬基準の設定に係る手続は、以下のとおりである。

- (1) 市町村は、地域密着型サービス運営委員会（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する措置を講ずるため各市町村に設置される委員会をいう。以下同じ。）等の意見を聴いて、独自報酬基準の案を作成する。
- (2) 市町村は、「地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）に独自報酬基準の案及び地域密着型サービス運営委員会等の議事概要が分かる資料を添付して、厚生労働省（老健局計画課）に提出するとともに、申請書の写しを関係都道府県に送付する。
- (3) 厚生労働省は、省内に「市町村独自報酬検討会議」（別紙参照）を設置し、市町村から申請書が提出された場合は、その審査を依頼する。
- (4) 厚生労働省は、市町村独自報酬検討会議の審査結果を踏まえ、申請に係る独自報酬基準の案が独自報酬告示に定める要件に該当すると判断した場合には、認定通知書を市町村に送付する。
- (5) 厚生労働省は、認定通知書を送付後、厚生労働省ホームページにおいて独自報酬認定市町村名及び認定内容を公表する。

(6) 市町村は独自報酬基準を設定したときは、その内容を公表するとともに、当該市町村が指定した夜間対応型訪問介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所に周知する。

(7) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省（老健局計画課）に届け出る。

(8) 市町村は、独自報酬基準により介護報酬を算定しようとする事業者から、独自報酬基準の要件に該当すること等を記載した「地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書」の提出を受ける。この場合において、市町村は、様式2を参考として適切に届出書の様式を定める。

(9) 市町村は、独自報酬基準を設定した半年後及び毎年度末に、算定事業所数等を記載した「地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書（様式3）」を厚生労働省（老健局計画課）に提出するものとする。

3 留意事項

(4) 独自報酬基準に係る算定要件の組合せは、別表と全く同じである必要はない。例えば、小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（Ⅲ）の算定要件は、別表第3号注1に掲げる（一）から（四）までの4要件のうち、（一）は必須であり、（二）から（四）までの3要件については、そのうち二つが満たされればよいということであるので、独自報酬基準上、要件（一）、要件（二）及び要件（三）に相当する3要件のみを規定し、そのいずれをも満たすことを求めることも可能である。

2 独自報酬基準の設定に係る手続について

独自報酬基準の設定に係る手続は、以下のとおりである。

- (1) 市町村は、地域密着型サービス運営委員会（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する措置を講ずるため各市町村に設置される委員会をいう。以下同じ。）等の意見を聴いて、独自報酬基準の案を作成する。
- (2) 市町村は、「地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）に独自報酬基準の案及び地域密着型サービス運営委員会等の議事概要が分かる資料を添付して、厚生労働省（老健局計画課）に提出するとともに、申請書の写しを関係都道府県に送付する。
- (3) 厚生労働省は、省内に「市町村独自報酬検討会議」（別紙参照）を設置し、市町村から申請書が提出された場合は、その審査を依頼する。
- (4) 厚生労働省は、市町村独自報酬検討会議の審査結果を踏まえ、申請に係る独自報酬基準の案が独自報酬告示に定める要件に該当すると判断した場合には、認定通知書を市町村に送付する。
- (5) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、その内容を公表するとともに、当該市町村が指定した夜間対応型訪問介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所に周知する。

(6) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省（老健局計画課）に届け出る。

(7) 厚生労働省は、独自報酬基準を定めた市町村名を公表する。

(8) 市町村は、独自報酬基準により介護報酬を算定しようとする事業者から、独自報酬基準の要件に該当すること等を記載した「地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書」の提出を受ける。この場合において、市町村は、様式2を参考として適切に届出書の様式を定める。

(9) 市町村は、独自報酬基準を設定した後半年ごとに、算定事業所数等を記載した「地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書（様式3）」を厚生労働省（老健局計画課）に提出する。

3 留意事項

- (1) 独自報酬基準による介護報酬の算定は、独自報酬基準を満たす事業所が市町村に届け出た場合にのみ算定するものであり、独自報酬基準を満たさない事業所又は市町村に届け出ない事業所については、通常の報酬を算定するものであること。なお、「4 独自報酬基準例」の小規模多機能型居宅介護費における「認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者(認知症加算対象者を除く。)を受け入れている。」のように個別の利用者を念頭においている算定要件については、当該要件の対象者にのみ算定する。
- (2) 市町村の申請期限及び厚生労働大臣の認定の施行時期については、下表によるものとし、平成21年度から平成23年度までの厚生労働大臣の認定は計6回予定していること。

市町村の申請期限	厚生労働大臣の認定の施行時期
平成21年3月16日	平成21年4月
平成21年7月末日	平成21年10月
平成22年1月末日	平成22年4月
平成22年7月末日	平成22年10月
平成23年1月末日	平成23年4月
平成23年7月末日	平成23年10月

- (3) 独自報酬告示及びこの通知に基づいて(2)の時期に厚生労働大臣が認定した独自報酬基準については、市町村が設定した施行日より平成24年3月末まで適用することとしていること。

4 独自報酬基準例

独自報酬告示の算定要件に対応する市町村独自の算定要件の例を挙げると、次のとおりである。

1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)

- (一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること

(算定要件の例示)

- 1月に1回以上ケアコール端末等を用いて利用者や利用者の家族と定期的に連絡を取るなど、利用者の状況を常に把握する。
- サービス提供時の利用者の状態に関して、1月に1回以上定期的に、日中の訪問介護事業所との情報交換を行う。

- (二) 地域における支援体制が確保されていること

(算定要件の例示)

- (1) 独自報酬基準による介護報酬の算定は、独自報酬基準を満たす事業所が市町村に届け出た場合にのみ算定するものであり、独自報酬基準を満たさない事業所又は市町村に届け出ない事業所については、通常の報酬を算定するものであること。

- (2) 市町村から厚生労働省への申請は、平成19年度は平成19年7月末日まで及び平成20年2月末日まで、平成20年度は平成20年6月末日までとし、厚生労働大臣の認定は平成19年10月施行、平成20年4月施行及び平成20年10月施行の3回を予定していること。

- (3) 独自報酬基準については、介護報酬請求に係る新たなサービスコードの作成は行わず、既存のサービスコードを活用した手続により対応する。
- (4) 独自報酬基準の仕組みは、平成18年4月に全く新規のサービスとして創設された夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護について設けられたものであり、差し当たって平成21年3月末まで適用することとしていること。

4 独自報酬基準例

独自報酬告示の算定要件に対応する市町村独自の算定要件の例を挙げると、次のとおりである。

1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)

イ 基本夜間対応型訪問介護費

- (一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること

(例)

- 1月に1回以上ケアコール端末等を用いて利用者や利用者の家族と定期的に連絡を取るなど、利用者の状況を常に把握すること。
- サービス提供時の利用者の状態に関して、1月に1回以上定期的に、日中の訪問介護事業所との情報交換を行うこと。

- (二) 地域における支援体制が確保されていること

(例)

○オペレーションセンターがオペレーターとして医療職（看護師、准看護師又は医師）を配置し、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されている。

(三) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること
(算定要件の例示)

○利用者の総数のうち、要介護●以上の者の占める割合が●●%以上であること。

2 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

上記の夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の例を参照されたい。

なお、1（2）の例示に関しては、オペレーションセンターを置かない夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）においては、管理者等が地域とのネットワークを形成するなど工夫すること。

3 小規模多機能型居宅介護費

市町村が地域の実情等を勘案し設定した算定要件

(算定要件の例示)

<利用者への直接的なサービスに関する項目>

○訪問機能を強化するなどの体制整備及び実績を評価する。

○市町村等が開催する定期的な小規模多機能型居宅介護事業所会議に出席し、運営状況を報告するとともに、他の事業所との間で意見交換や事例検討、人事交流を行うなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図っている（又は「地域ネットワークを通じてサービスの質の向上を図っている活動の実績等について第三者機関等の評価を受けている」）。

○認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算対象

○オペレーションセンターがオペレーターとして医療職（看護師又は医師）を配置し、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されていること。

(三) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること

ロハニ 定期巡回サービス費、随時訪問サービス費（Ⅰ）及び随時訪問サービス費（Ⅱ）

専門性の高い人材が確保されていること

(例)

○訪問介護員の総数のうち介護福祉士の資格を有する者が3割以上であること。

○5年以上の経験年数を有する訪問介護員を3名以上配置すること。

2 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること

(二) 地域における支援体制が確保されていること

(三) 専門性の高い人材が確保されていること

(四) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること
上記の夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の例を参照とされたい。

3 小規模多機能型居宅介護費

(一) 認知症高齢者を積極的に受け入れていること

(例)

○独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者を登録定員の5割以上受け入れていること。

○独自報酬算定開始月の前3月間における、新規登録者のうち6割以上が認知症高齢者であること。

○独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者であって週5日以上通いサービスを利用する人を登録定員の2割以上受け入れていること。

(二) 専門性の高い人材が確保されていること

者を除く。)を受け入れている。(対象者加算)

○介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が●●%（「●●%」は40%を超える割合）以上である（又は「●●%以上40%未満である」）。

○●●により、利用者へのサービスの質の向上が図られている。

<地域への貢献等に関する項目>

○地域住民との定期的な交流のための地域交流スペースを、居間とは別の場所に設けており、定期的に地域住民との交流が図られている。

○登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けられている（1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）。

○配食サービスや相談支援の実施など地域生活の支援体制が強化されている。

○認知症サポーターの養成支援や介護教室の実施など地域支援体制が確保されている。

(例)

○介護福祉士の資格を有する常勤の介護従業者を3名以上配置すること

○5年以上の経験年数を有する介護従業者を3名以上配置すること。

○認知症介護実践者研修修了者を3名以上配置すること。

○認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること。

○認知症介護の経験のある常勤の看護師を配置すること。

(三) 他の事業者や地域との連携の強化がされていること

(例)

○地域住民との定期的な交流のための地域交流スペースを、居間とは別の場所に設けること。

○登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けること（1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）。

○市町村等が開催する定期的な小規模多機能型居宅介護事業所会議に出席し、運営状況を報告するとともに、他の事業所との間で意見交換を行うなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。

(四) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること

3. 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正について

(1) 改正の経緯

住宅施策と介護・福祉施策は、これまでも、シルバーハウジング・プロジェクトや地域ケア体制整備構想の策定等を通じて、高齢者の住まいと見守りサービス、介護サービスの提供について連携して取り組むとともに、地域介護・福祉空間整備等交付金を活用した「安心住空間創出プロジェクト」の実施等、厚生労働省と国土交通省の協力の下に実施してきたところである。今般、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）を改正する（今通常国会に改正法案を提出）こととし、当該法律に高齢者に対する介護や福祉に関する事項を盛り込み、高齢者が安心して暮らしていくための支援への取組みについて、さらに両施策の連携を推進していくこととしたところである。

については、各地方自治体におかれても、今後の介護サービス基盤の整備等を行うに当たっては、当該法改正の内容を踏まえ、これまで以上に住宅部局との連携を図りたい。

(2) 法改正の内容

法改正及びそれに付随する予算等の具体的な内容は以下の通り。

① 高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の拡充

従来、国土交通大臣が、高齢者に対する賃貸住宅の供給等につき定めていた基本方針について、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定めることとするとともに、老人ホーム（有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の供給に関する事項等についても併せて定めることとする。

② 高齢者居住安定確保計画の策定

都道府県は、上記の基本方針に基づき、住宅担当部局と高齢者介護・福祉担当部局が共同で、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標や、「高齢者居宅生活支援事業」（デイサービス等の介護サービスや配食、見守り等の生活

支援サービスをいう。)の用に供する施設の整備の促進について定める「高齢者居住安定確保計画」を定めることができることとする。

③高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

高齢者向け優良賃貸住宅又は公的賃貸住宅団地と一体的に行われる「高齢者生活支援施設」(デイサービスセンター等の介護サービス拠点や交流施設等をいう。)の整備に対する国庫補助事業として、「高齢者居住安定化緊急促進事業」を創設することとしている(国土交通省予算)。また、法改正により、高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設(「高齢者居宅生活支援施設」という。)と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸することを可能とする。

なお、当該補助事業については、地域密着型サービス拠点も対象となりうるが、当該補助事業により補助を受けた場合は、地域介護・福祉空間整備等交付金の交付は受けられないこととする予定であるので留意願いたい。この他、当該補助事業と地域介護・福祉空間整備等交付金との間の調整に関する具体的な取扱いについては追って周知する予定である。

④その他

上記のほか、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度の改善(登録基準の設定及び指導監督の強化)等を行う。

4 ユニットケア研修について

高齢者介護の理念は「尊厳の保持」と「自立支援」であり、それは、個人の暮らし方を尊重し、その人らしい生活を継続できるような個別ケアの実践と生活支援により支えられる。そのようなケアや支援を実現するため、高齢者が自分の居場所を確保でき、家庭的な雰囲気の中で自分のペースで過ごせる個室型ユニットの普及を推進している。

ユニットケアは、画一的な方法ではなく、個人の希望や状態に応じて柔軟に対応する必要がある。ユニットケアを推進するに当たっては、ユニットケアに関する情報の普及が必要であるため、都道府県・指定都市においては、次の研修を活用し、ユニットケア

に関する適切な情報の普及のために御協力をお願いしたい。

(1) 施設整備等担当者研修・指導監査担当者研修について

ユニットケアにおけるハード面の整備は、設計の段階から高齢者の生活を理解した計画が必要である。設計の段階における的確な指導や助言が、その後の適切な介護実践につながる。そのため、平成16年度より施設整備担当者研修を実施し、担当職員がユニットケアへの理解を深め、相談業務等に活かせるような、講義演習形式の研修を実施している。

また、ユニットケアにおける設えや介護の実践は、従来型のものとは異なるものであるが、従来型のケアの延長であるとの不適切な認識に基づく指導監査により、施設側に混乱をきたしている事例もある。そのため、平成18年度より、ユニットケア施設指導監査担当者研修を実施している。

なお、平成21年度におけるこれらの研修については国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において、6月頃の開催を予定しているのでご了知いただき、研修への積極的な参加をお願いしたい。

(2) ユニットケア研修等事業について

施設管理者研修では、ユニットケアを導入するにあたり、管理者が抱える課題の解決に役立つ事例の紹介や対策について実践的に考えられる内容を、ユニットリーダー研修では、利用者の尊厳の保持やこれまでの生活の継続並びに利用者の自立を支援するためのユニットケアについて理解を深める内容を実施していただいているところである。各都道府県・指定都市においては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催及び受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いしたい。

また、ユニットリーダー研修の実施にあたっては、ユニットケアの正しい理解と実践力を備えた即戦力となる指導者の育成が必要であるため、平成18年度から、ユニットケア指導者養成研修を実施しているところである。

本年度のユニットケア指導者養成研修修了者は21名（累計79名）の予定となっているところであるが、今後の研修体制を考えると十分とはいえない状況であり、各指導者の負担が非常に重い状況となっているので、各都道府県・指定都市にあつ

ては、ユニットケアにかかる研修の主体として、ユニットケア指導者養成研修受講者の確保につきご配慮願いたい。

5 介護関連施設における介護事故防止と感染対策について

介護関連施設内における事故防止並びに感染症の発生及びまん延の防止については、各施設の運営基準等において施設の講ずべき措置及び事故や感染症等の発生時の報告について定めるとともに入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

(1) 介護事故の防止について

介護施設等におけるケアの質に関心が高まる中で、介護に関連する事故が注目されている。事故による負傷等は入所者の生活の質を低下させ、また重度化につながることから、事故の発生を防止することが重要となる。

都道府県・指定都市においては、施設内における適切な感染対策の指導の一環として、施設管理者及び感染管理担当者を対象とした「感染症対策指導者養成研修事業」を実施していただいているところであるが、平成21年度においては、本事業の対象を感染対策と介護における事故防止対策に拡大し、「介護における事故防止推進（仮称）研修事業」として創設することとしている。当該研修は、受講対象者を同一施設の看護職員及び介護職員の2人を1組として実施し、講義やグループワーク等を通して両職種間のケアの連携強化及び介護における事故防止の推進を図ることとしているので、積極的にご活用いただき、引き続き施設内の事故防止や感染対策体制整備に向けた支援をお願いしたい。

介護における事故防止推進（仮称）研修事業（案）

449百万円の内数

※「介護サービス適正実施指導事業」のメニュー事業

実施主体：都道府県・指定都市

対象者：介護施設に勤務する看護職員及び介護職員

（同一施設から看護職員及び介護職員の2人を1組とする）

補助額：厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 感染症対策について

例年、冬季においては感染症の集団発生が見られるところであり、次のことに御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設に対して適切な指導をお願いしたい。

- ① ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成 19 年 12 月 26 日雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発 1226001 号、老計発 1226001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）を通知したところであり、これを踏まえ、管内市区町村及び管内介護関連施設における対策の一層の周知徹底を図ること。
- ② インフルエンザについては、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 20 年 12 月 2 日雇児総発第 1202001 号、社援基発第 1202001 号、障企発第 1202002 号、老計発第 1202001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 20 年 11 月 14 日健感発第 1114001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を踏まえ、対策の周知徹底を図っていただいているところであるが、病院や学校等において集団感染が発生していることから、対策の一層の周知徹底をお願いしたい。
- ③ 高病原性鳥インフルエンザについては、近年、東南アジアを中心に流行しているほか、ヨーロッパでも発生が確認されるなど、依然として流行が継続・拡大しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が指摘されている。

厚生労働省においては、「新型インフルエンザ対策行動計画」、「新型インフルエンザに関する Q & A」、「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等

に対する手引き」等を作成しているのです、これらを踏まえた対応を徹底すること。

④ その他、多数の高齢者が利用する施設等においては、感染症の集団発生が生じやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）に基づき、適切な対応を徹底すること。

⑤ 平成16年度に取りまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」は、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osiras/e/tp0628-1/index.html>）に掲載しているのです、引き続き、管内の介護関連施設に周知徹底すること。

6 成年後見制度利用支援事業の周知について

本事業は、地域支援事業交付金の事業の一つとして実施されているところであるが、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が出来ないといった状況にある。

補助の対象となる事業は、

- ① 成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成や高齢者とその家族に対する説明会・相談会の開催など成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
- ② 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬に対する助成

等、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業を対象としている。

当該事業の平成19年度の全国の平均実施率は、約50%であり、都道府県毎の実施状況においても、実施率が90%を超えているところもある一方、30%に満たないところもあるなど実施状況にかなりの格差が見受けられることから、各都道府県におかれては、本事業の趣旨を十分にご理解の上、管内の市区町村に対して事業の周知をお願い